

# HACCP義務化・栄養表示義務化対策セミナーに講師として参加しました

平成28年11月24日(木)浜田合同庁舎、11月25日(金)松江合同庁舎にて、県内の食品製造業者、支援機関の皆さんを対象としたHACCPおよび栄養表示に関するセミナーが島根県ブランド推進課主催で開催されました。

このセミナーに当社の環境生活課職員が講師として参加し、栄養成分表示に関する概要と留意点について講演を行いました。

## <講演内容>

- ・「食品表示基準」について  
表示義務対象食品、表示義務成分、表示方法
- ・表示値の設定方法  
分析値による表示、合理的な推定による表示、表示値の担保
- ・商品PRへの活用  
強調表示、機能性の表示
- ・検査分析の必要性について

## 栄養成分表示の義務化

食品表示法（平成27年4月1日施行）

「食品表示基準」に以下の通り定められました。

### ◆容器包装入り加工食品 栄養表示の義務化

【猶予期間：平成32年3月31日まで】

※省略できるケースあり



表示媒体：販売される食品の容器包装

### ◆生鮮食品（表示は任意）

表示する際は、本基準のルールが適用されます。



栄養成分表示100gあたり

熱量	●●kcal
たんぱく質	▲▲g
脂質	△△g
炭水化物	■■g
食塩相当量	□□g



衛生管理手法や食品表示への関心が非常に高いことを改めて感じました。今後も、皆さんのサポートに繋がるような情報提供に努めていきたいと思っております。

栄養成分表示に関するご相談・検査について、お気軽にお問合せ下さい。



公益財団法人  
島根県環境保健公社

お問い合わせ先：環境事業部  
TEL：0852-24-0207